

第4次

関市行政改革大綱

平成18年度～平成22年度

関市

平成18年3月

目 次

はじめに 2

- 1 これまでの取組 2
- 2 社会経済情勢の変化 2
- 3 新地方行革指針の概要 3
- 4 市を取り巻く状況 4
- 5 改革の必要性 8

基本的な考え方 9

- 1 基本目標 9
- 2 基本方針 10

推進期間 11

推進体制と進行管理等 12

- 1 推進体制 12
- 2 進行管理 13
- 3 公表 13
- 4 体系図 14

具体的な方策 15

- 1 市民参画と協働による市政の推進 15
- 2 行政サービスの向上 18
- 3 電子自治体の推進 21
- 4 民間委託等の推進 23
- 5 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 25
- 6 組織・出先機関の見直し 27
- 7 定員管理・給与の適正化 28
- 8 第三セクター等の見直し 30
- 9 経費節減等の財政効果 32

はじめに

1 これまでの取組

関市では、次のとおり「最少の経費で、最大の効果」を達成できるよう計画的かつ積極的に行政改革を進めてきました。

- (1)昭和 61 年度から平成 7 年度 第 1 次行政改革大綱
- (2)平成 8 年度から平成 12 年度 第 2 次行政改革大綱
- (3)平成 13 年度から平成 17 年度 第 3 次行政改革大綱

これまでの 3 次にわたる行政改革においては、民間委託の推進をはじめ組織・機構の簡素合理化、職員数の削減、事務事業の見直し及び市民サービスの向上など、時代とともに変化する市民ニーズ^(注)やその時々^(注)の行政課題に対し、さまざまな改革を進めてきました。

2 社会経済情勢の変化

近年、地方行政を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少社会への移行、地球温暖化により深刻化する環境問題の対応、高度情報社会の急速な進展など急激かつ大きく変化しています。

このような状況のもと、依然として厳しい経済情勢が続く中で、国や地方の財政は税収の低下が著しく、一方で景気対策を続けてきた結果、平成 17 年度末の国の長期債務残高は 602 兆円程度となり、地方の長期債務残高を加えると 774 兆円程度となる見込みです。そのため、国は、このような状況を克服するために、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」の理念のもと、活力ある経済社会の創造に向けて様々な規制緩和を進めるとともに、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針^(注)）」を策定しました。また、国は、地方分権^(注)を円滑に推進するために「三位一体の改革^(注)」を具現化し、この改革の進展により地方行政は、地方交付税^(注)の総額抑制や国庫補助金の廃止・縮減が先行する一方、税源の移譲^(注)が遅れるなど、歳入を確保することに深刻な影響を与えることが危惧されます。

一方、平成 12 年度の地方分権一括法^(注)の施行により、本格的な地方分権社会を迎え、住民生活に最も身近な基礎的自治体である地方行政のあり方が

極めて重要となり、当市としても、これまで以上に地域の特性を活かしたまちづくりを積極的に進めるとともに、自己責任と自己決定の視点のもと、自立した自治体として推進することが必要です。

3 新地方行革指針の概要

平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）を策定し、平成 17 年 3 月 29 日に示しました。

この「新地方行革指針」では、すべての地方自治体に対し、「行政改革大綱」・「集中改革プラン」の策定、また、住民に対し行政改革大綱等を公表するという「地方自治体の説明責任」を求めています。

(1)行政改革大綱について

行政組織運営全般について、計画策定（プラン・PLAN） 実施（ドゥ・DO） 検証（チェック・CHECK） 見直し（アクション・ACTION）の「PDCA サイクル^(注)」により不断の点検を行いつつ、新たな行政改革大綱の策定または従来の行政改革大綱の見直しを行うことを求めています。

(2)集中改革プランについて

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、次の 8 項目を中心に平成 17 年度を起点とし、おおむね平成 21 年度までの 5 年間の具体的な取組を住民に明示した計画（以下「集中改革プラン」という。）を平成 17 度中に策定し、公表することを求めています。

集中改革プランとして策定が求められている項目

事務・事業の再編、整理、廃止・統合
民間委託等の推進（指定管理者制度 ^(注) の活用を含む）
定員管理の適正化
手当の総点検をはじめとする給与の適正化
市町村への権限移譲
出先機関の見直し
第三セクター ^(注) の見直し
経費節減等の財政効果

(3) 説明責任の確保

行政改革大綱等の策定にあたっては、広報紙・ホームページを通じ、住民等にわかりやすい形で公表すること。また、P D C Aサイクルの各過程において住民等の意見を反映する仕組みを整えることを求めています。

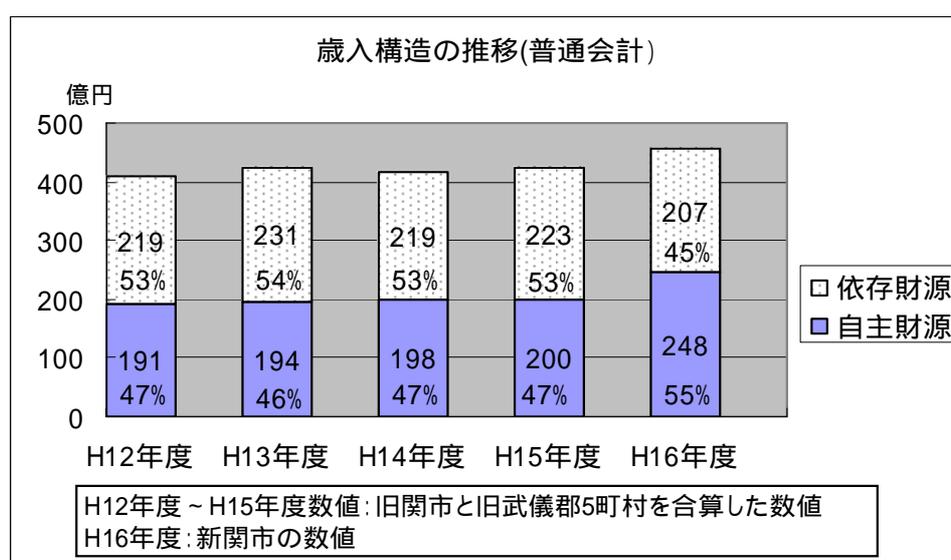
4 市を取り巻く状況

当市は、平成 17 年 2 月 7 日に武儀郡 5 町村（洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村）と合併し、東西延長 39.3km、南北延長 42.6km、面積は 472.84 k m²（合併前 102.51 k m²）で約 4.6 倍となり、岐阜県の中央部に位置しながら福井県と隣接する広大な市となりました。また、人口は約 9 万 5 千人（合併前約 7 万 7 千人）で約 1.2 倍、職員数は 900 人（合併前 592 人）で約 1.5 倍、職員 1 人当たりの人口は 107 人（合併前 130 人）となりました。

そんな中、普通会計(注)の起債残高が平成 16 年度末で約 433 億円（合併前約 269 億円＜平成 15 年度末＞）で約 1.6 倍に増大したことや職員数が肥大化したことにより、職員数の削減に向けた取組をはじめ事務事業の見直し等による経費削減を行い、地域経営を支える財政基盤をさらに強化し、高度化・多様化する市民ニーズに対応できる行財政システムの確立が急がれています。

当市の平成 12 年度から平成 16 年度までの財政状況は次のとおりです。

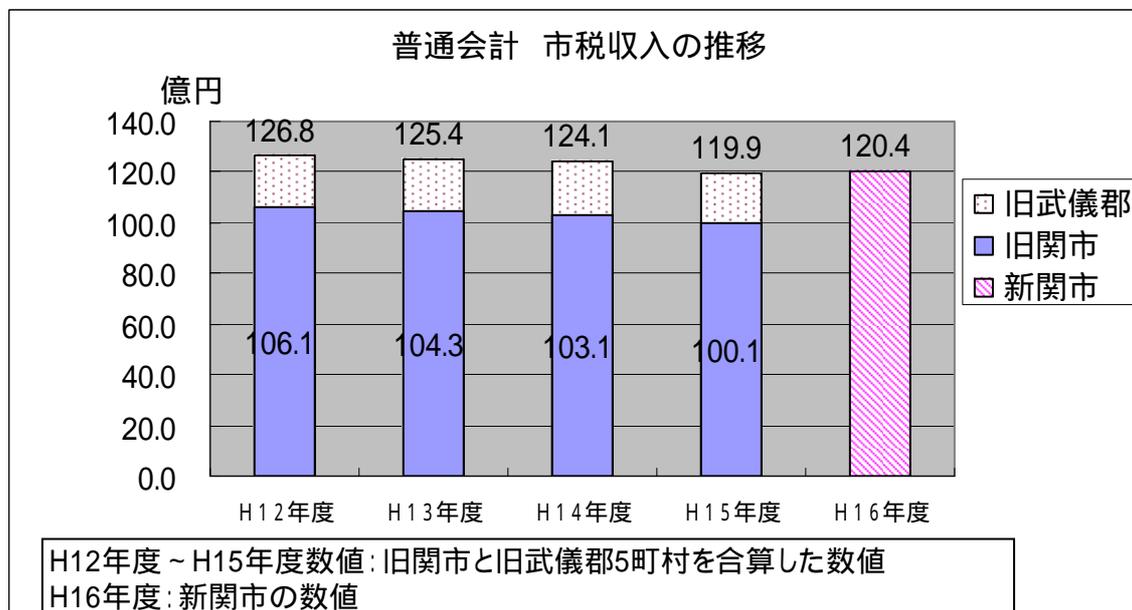
(1) 歳入構造



歳入は、約 410 億円から約 455 億円の間で推移しています。また、地方公共団体の行政活動の自主性と安定性を示す自主財源(注)と依存財源(注)の割合

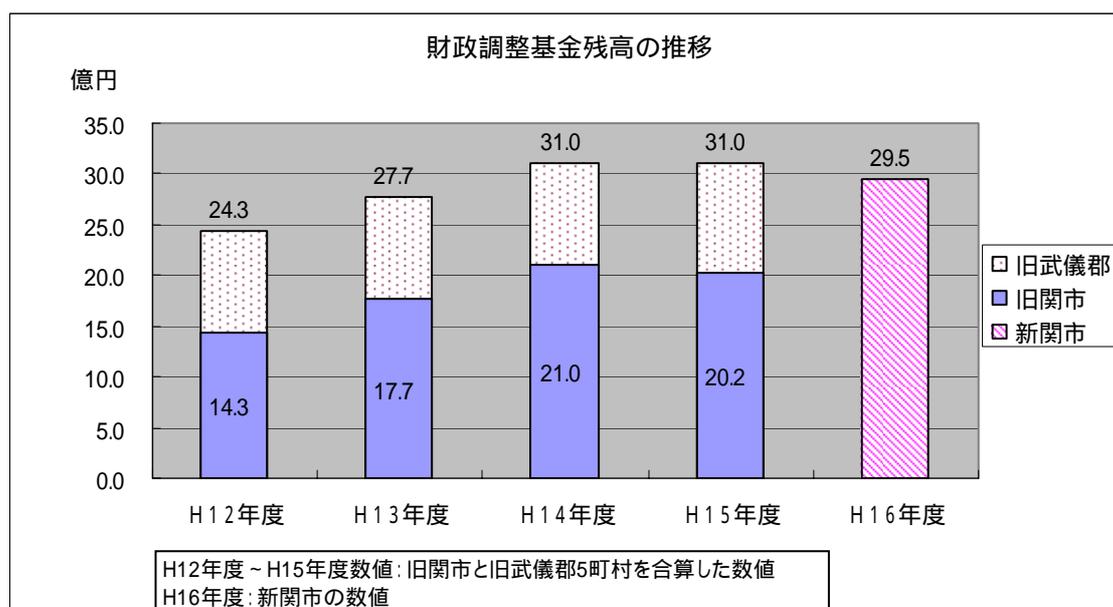
は、ちょうど 50%前後で推移しています。

(2) 市税収入



歳入の根幹をなす市税は、長引く景気の低迷による市民税の減収等が市税全体に影響を及ぼし、伸び悩みの状態が続いており、歳入に占める割合も 3 割台であったものが 2 割半ばに落ち込んでいます。

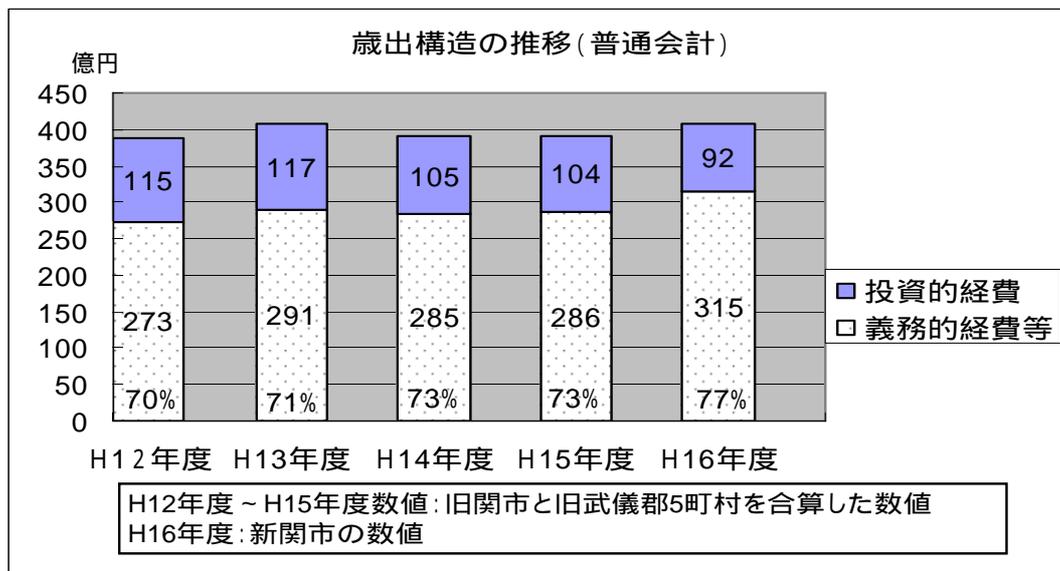
(3) 財政調整基金(注)残高



財政調整基金は、予算編成時の財源不足の補てん、災害時などの対応に備えるもので「市の貯金」と言われており、約 25 億円～約 31 億円の間で推移

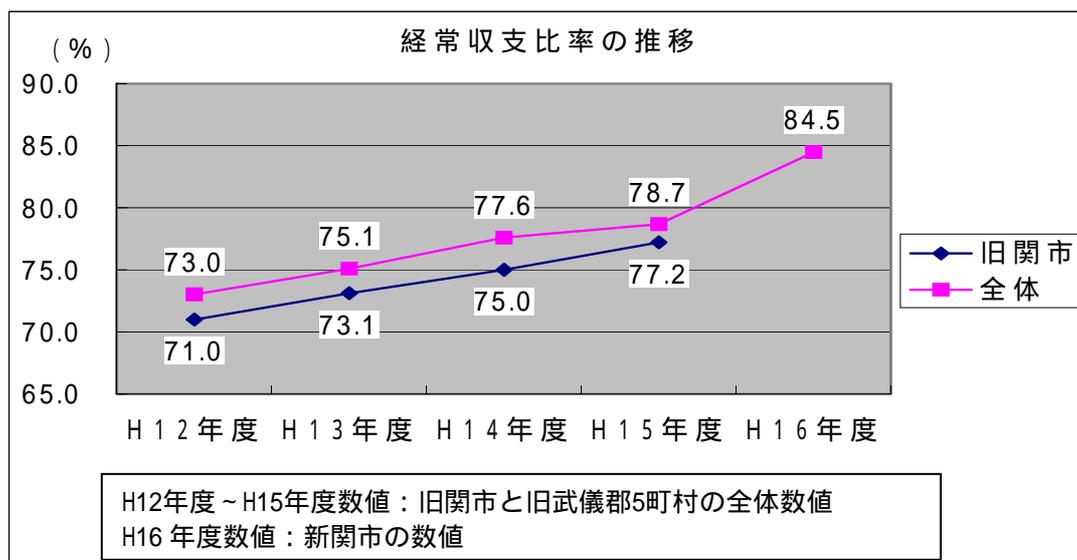
しています。この基金は、長期的視野に立った計画的な財政運営には欠かせないものであり、今後予想される財源不足に対応するためには少しでも多くの財源を後年度に送ることが望めます。

(4) 歳出構造



歳出面においては、扶助費(注)などの義務的経費(注)や施設の維持補修費などの経常的な経費が年々増加したことにより、投資的経費(注)が年々減少しています。

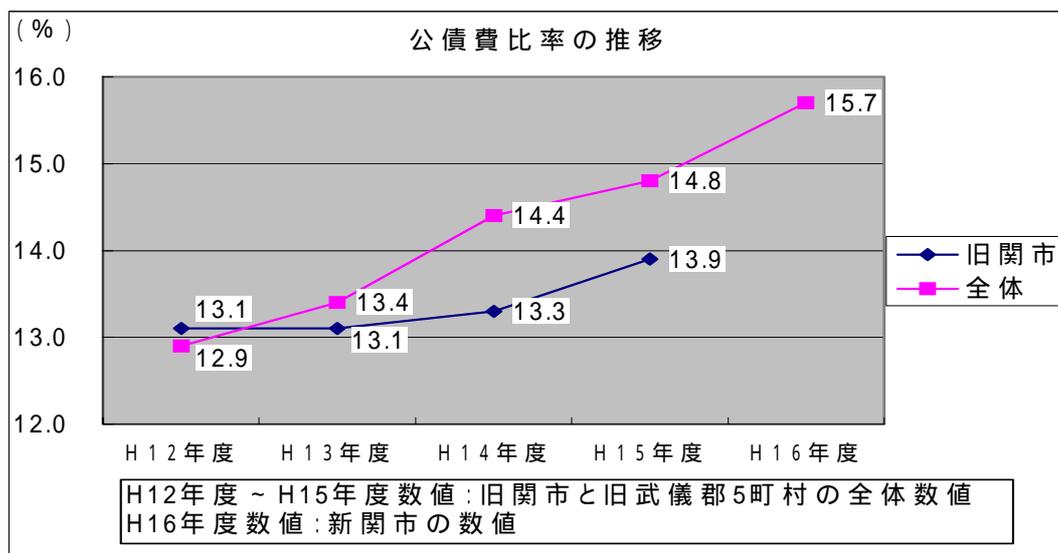
(5) 経常収支比率(注)



地方公共団体の財政運営にあたっては、市税を中心とした「一般財源 注」の需要と供給の状況を把握することが重要で、財政の健全性を算定する際に

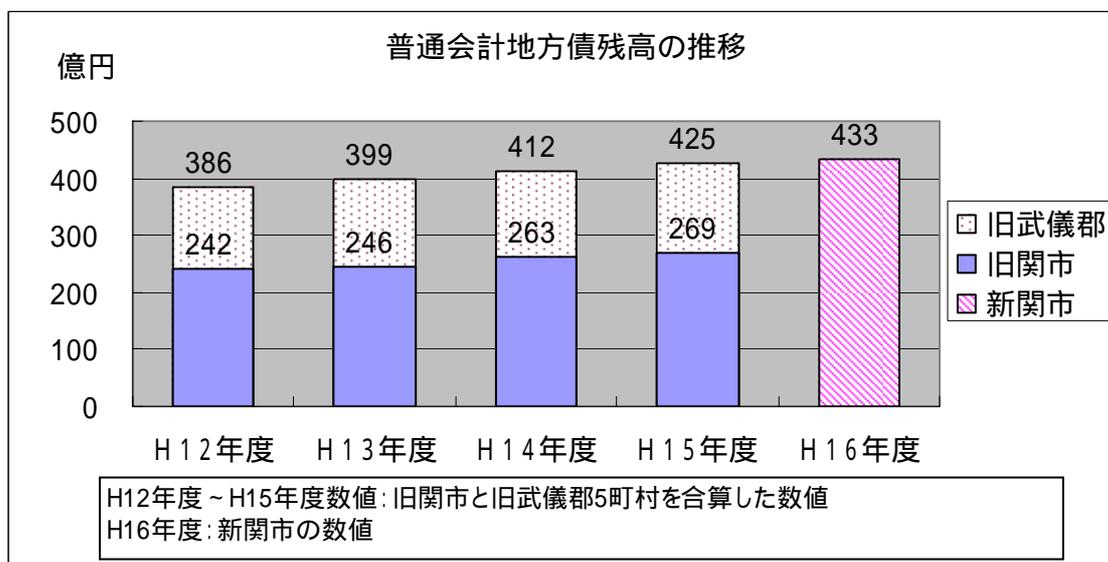
用います。経常収支比率とは、市税などの毎年定期的に入り使途について制約のない収入が、人件費や公債費などの経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを表すものです。

(6) 公債費比率(注)



公債費比率は、平成16年度で15.7%で、平成12年度と対比して2.6%伸びています。公債費比率とは、地方公共団体が地方債を借り入れた際、条件に従って、毎年度元金の償還及び利子の支払いが必要となり、これに要する経費の総額を公債費(注)といい、この公債費の一般財源に占める割合を示すものです。

(7) 普通会計地方債(注)残高



地方債(市債)について、各地域の生涯学習センター、教育施設の建設、

道路、公園など都市基盤整備、特別減税や交付税財源の不足といった国の財政事情などにより創設された減税補てん債^(注)(平成6年度から)や臨時財政対策債^(注)(平成13年度から)といったいわゆる赤字地方債の借入れにより、市債残高は年々増加しています。

また、特別会計及び企業会計の市債残高を合わせると、市全体の市債残高は平成16年度末で約797億円となります。

市債については、財政運営における支出及び収入の年度間調整、世代間の住民負担の公平化といった機能がありますが、多額の借入れは、将来長期に渡って公債費として財政を圧迫し続けることになるため、十分に注意する必要があります。

5 改革の必要性

当市では、これまで3次にわたる行政改革を進めてきましたが、三位一体の改革などにより今後の財政見通しを考えると、大変厳しい状況に直面しており、もはや過去の経験や長年の慣行、既成概念だけでは、対応できない新たな時代に突入しようとしています。

そんな中で、高度・多様化する市民ニーズやさまざまな行政課題に的確に対応していくためには、市民の目線やコスト意識を重視して、市政の積極的な情報提供及び説明責任の徹底を図るとともに、従来の「行政主導の行政運営」から「市民主体の行政経営」への転換による市民が真に必要なとする行政サービスについて検討する必要があります。

また、国の新地方行政指針により、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域における住民組織をはじめNPO^(注)や企業等の多様な団体が提供する多元的な仕組みを整えるよう求めており、地方公共団体のより積極的な行政改革を要請しています。

そこで、当市では、職員一人ひとりが日頃から改革意識を持ちながら事務事業の見直しなどを進めるとともに、既存の枠組みにとらわれず、民間経営手法の導入など新しい視点を持ち、市民とともに課題に取り組み、協力しながら市政を進める「市民主体・市民協働^(注)によるまちづくり」をめざします。それに向けて、財政基盤の強化と限られた財源の中で多様な行政需要に対応できる効率の良い、さらには地方分権に対応した行政改革を強力に推し進めていく必要があります。

基本的な考え方

1 基本目標

地方分権が一層進展し、地方自治が新たな段階に入った今日、当市においては、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体制を強化し、今までの国の関与による画一的な行政サービスではなく、知恵と工夫を凝らして個性的で活力ある地域社会を構築し、自らの判断で責任を持って行政サービスを進めていくことが必要です。

また、今後、新市建設計画を基に策定する「第四次総合計画」を着実に実行し、市民一人ひとりが「住んでいてよかった、これからも住み続けたい。」と思えるまちづくりを目指して、当市の将来都市像「水と緑の交流文化都市」を実現することが必要です。

このため、「行政は市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という地方行政の原点に立ち返り、行政改革大綱は総合計画を効果的・効率的に推進するための「組織面における戦略」と位置づけ、これまでの市政を「管理(運営)」するから「経営」する考え方のもと、民間経営手法を取り入れ、市民主体の行政運営に努めていくとともに、「市民主体・市民協働」という視点に立って、市民とともに行政課題を共有し、まちづくりを積極的に進める必要があります。

また、今後取り組むべき行政改革は、仕事の進め方や考え方など、市政運営の仕組みそのものを変えるまさに「構造改革」としての改革であり、単なる減量、削減の行政改革にとどまらず、「いま、市には何が求められているか。」「何を優先すべきか。」など、将来を見すえた政策の選択と優先度の見極めをより重視し、限られた経営資源の重点的、効果的な配分を決めるシステムの改革を進める必要があります。

以上のことを踏まえ、

市民と行政が協働する簡素で効率的な行政経営の実現

を改革の基本目標として、一層の行政改革を進めます。

2 基本方針

基本目標を達成するため、次の 3 つの基本方針に基づいて、改革と刷新に取り組み、市民サービスの向上と効率的な行財政システムの構築をめざします。

(1)市民との協働による行政運営の推進

今後、さらに地方分権社会にふさわしい主体的なまちづくりを進めるため、高度化・多様化する市民ニーズに適切に対応し、わかりやすい情報提供に努め、説明責任を十分に果たすとともに、市民と行政の協働による開かれた市政を推進します。

地域の特徴を活かしたまちづくりを推進していくためには、市民と行政が一体となって取り組むことが必要であり、市民一人ひとりが積極的にまちづくりに関わり、パートナーシップ(注)に基づく協働を進めるとともに、それぞれ担うべき役割と責任を明確にし、相互理解に立ったまちづくりのシステムを構築します。

(2)効率的な行財政システムの確立

分権型社会(注)の進展や高度化・多様化する市民ニーズに対し、市民の立場に立ち創意工夫しながら、限られた行政資源(ヒト、モノ、カネ、情報、時間)を有効に活用して、「自己決定、自己責任」のもと自主的・主体的に政策を実施するとともに、歳入歳出の両面において思い切った見直しを進め、将来の世代に責任が持てる財政を確立することが強く求められています。

そのため、政策の選択と集中を行うためのマネジメントサイクル(注)の確立を図るとともに、費用対効果などの経済性や成果を重視した民間企業の経営理念や手法などを積極的に導入し、当市にふさわしい簡素で効率的な生産性の高い成果を重視した行財政システムの構築をめざします。

(3) 職員の意識改革と質の高い行政サービスの提供

前例踏襲や縦割りといったいわゆる「お役所仕事」やコスト意識が民間と比べ希薄であることなどを背景に、行政サービスの担い手である職員一人ひとりが、行政は市民にとっての身近なサービス業であることを改めて自覚するとともに、緊張感や危機意識を共有し、改革の必要性を認識したうえで、固定観念にとらわれない柔軟な思考と行動力で、多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう組織全体として総力を挙げて成果志向への意識改革を進めます。

また、この意識改革により、職員一人ひとりが、コストを踏まえた効率的な行政運営を行う能力を身につけ、市民からの信頼が高く、市民のパートナーとして豊かな地域づくりに意欲を持って取り組む職員を養成します。行政の立場や目線からではなく、常に顧客で生活者である市民の立場や目線に立って事務事業等を見直し、市役所全体の機能を最適化し、市役所が「市民の役に立つ所」となり、市民にとって真に必要な質の高い親切なサービスを提供します。

推進期間

平成 18 年 4 年 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 カ年とします。

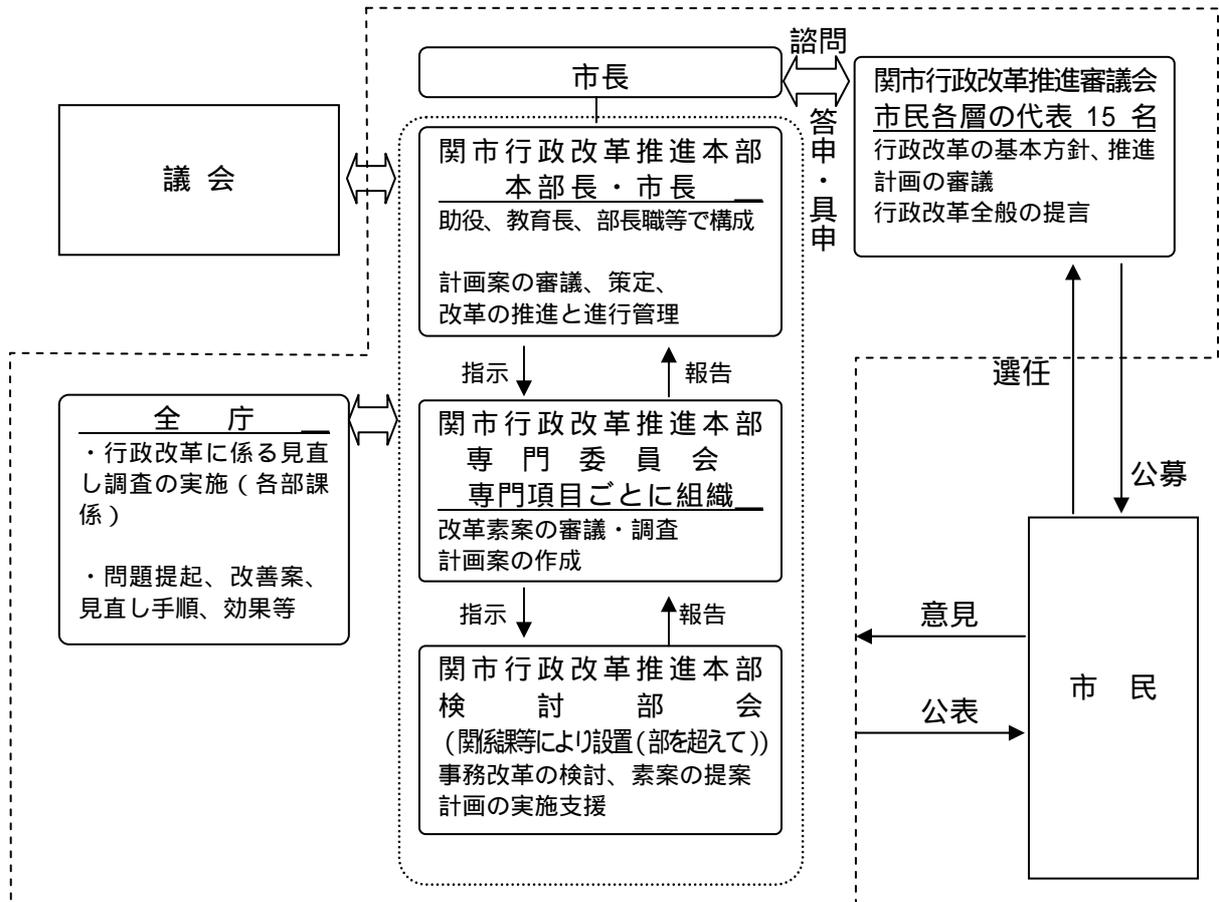
推進体制と進行管理等

1 推進体制

行政改革の推進にあたっては、職員一人ひとりが参画し、全庁が一体となって計画的な取組を図るため、「行政改革推進本部」を中心に、専門委員会、検討部会を設けて、計画の立案、実施など一層の取組の強化を図ります。

また、本大綱の策定にあたり意見をいただいた、市民の代表の行政改革推進審議会に毎年度進捗状況を報告し、助言や指導を得るとともに行政改革の確実な推進を図ります。

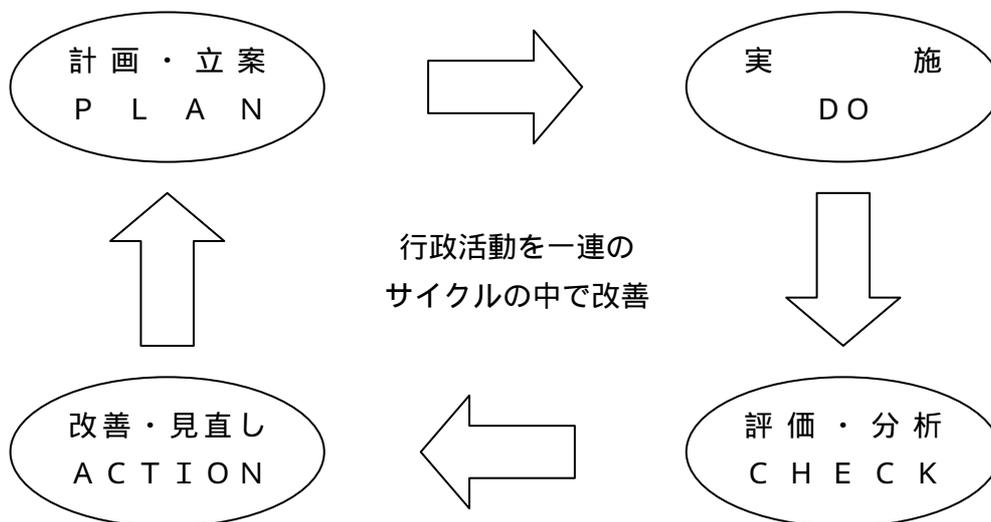
推進体制図



2 進行管理

本大綱の実現に向けて、具体的な取組と実施年度を明らかにする推進計画を作成し、改革の推進を図ります。推進計画に盛り込まれた内容については、具体的かつ着実に実施するために、P D C Aサイクル（Plan - Do - Check - Action）のマネジメントサイクルを確立し、毎年度見直しを行い、それぞれの取組を担当する課等が自主的かつ主体的に取り組み、行政改革推進本部（専門委員会、検討部会）で進行管理を行います。

「P D C Aマネジメントサイクル」



3 公表

行政改革の推進については、推進計画の内容、その取組、進捗状況について、広報「せき」やホームページを活用して、市民にできるだけわかりやすい形で毎年公表します。

また、広報「せき」やホームページを通じて、市民からの幅広い意見を反映しながら、行政改革の実現を図ります。

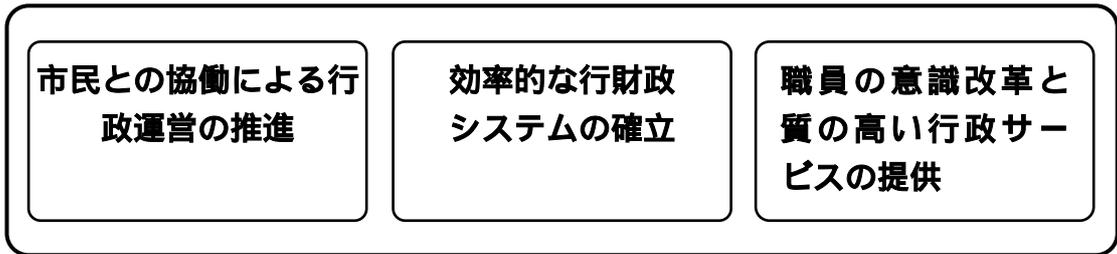
第4次関市行政改革大綱体系図

基本目標

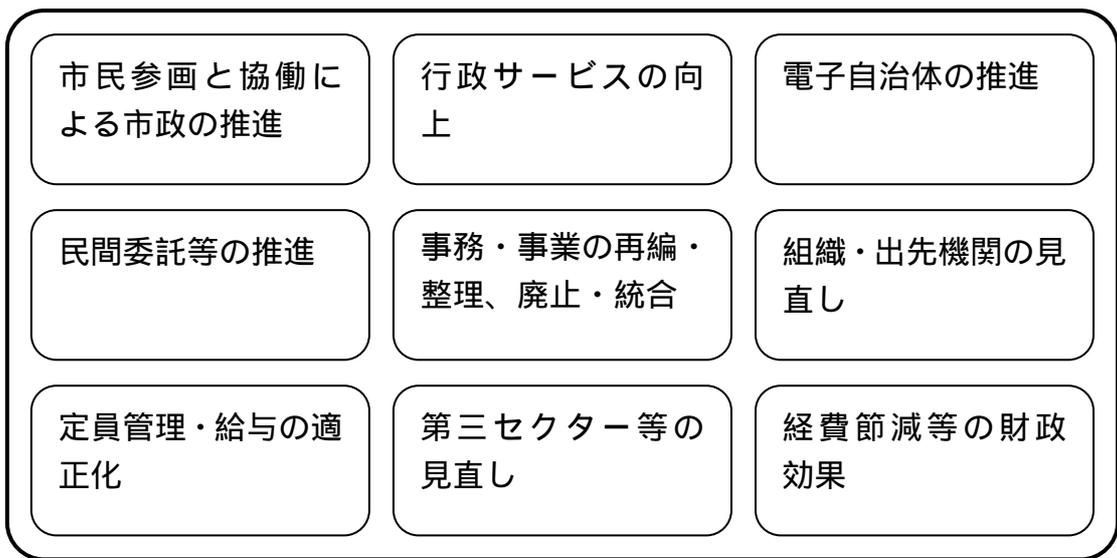
市民と行政が協働する簡素で効率的な行政経営の実現



基本方針



具体的な方策



計画期間

平成18年度から平成22年度までの5ヵ年



進行管理

行政改革推進本部による徹底した進行管理及び公表
行政改革推進審議会による監視
行政改革推進計画の不断の見直し(ローリング)
緊急的な課題への柔軟な対応

具体的な方策

上水道事業など地方公営企業(注)を含め、一体的、全庁的に行政改革に取り組むため、具体的方策を次のとおり進めます。

1 市民参画(注)と協働による市政の推進

(1) アダプト・プログラム（里親制度）(注)の推進とNPO等の支援

地域自ら考え行動し、責任を負う分権型社会においては、市民と行政が協働する自主・自立のまちづくりが強く求められているため、情報交流・活動の場など民間団体やボランティアが連携し、活動を充実するための環境づくりを進めるとともに、NPO等の設立の支援、運営の支援に努めます。

(2) パブリック・コメント(注)制度の導入

市民と行政の協働を推進するため、市政全般にわたって各種計画や事業計画等を策定する際、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する市民からの意見、情報等の提供を受け、市政に市民の意見が反映できるよう制度の整備を図ります。

(3) 市民参画の仕組みづくり（まちづくり基本条例(注)の制定）

自治の基本原則や、行政運営のルール、市民と行政とのそれぞれの役割と責務、市民参加のあり方と協働の仕組み等を定めるまちづくり基本条例を制定し、まちづくり基本条例に沿った市民参画を図ります。

(4) 男女共同参画(注)の推進

各種審議会や委員会等への女性の登用を進め、女性の意思や意見、女性の視点や発想などを市政へ反映させながら、男女共同参画の環境づくりに努めます。

(5) 情報の公開（提供）の充実

市民が行政運営に関心を持ち、市民の市政への参画意識を促すため、市が保有する市政に関する情報を、広報「せき」やホームページなどを活用して、的確に市民に情報を提供します。

(6) 公正の確保と透明性の向上

行政情報の公開は、市が担う説明責任を果たすための基本条件であるた

め、行政の公正の確保と透明性の向上をめざし、個人情報の適正な取扱いに努めながら積極的に情報公開に努めます。

(7)防災体制の見直し

市民の公共的な活動への参加を推進するため、地域活動を志向する市民の育成や地域における自主防災組織など団体の確立（育成・組織化）に努めるとともに、地域と行政の役割分担について検討します。

1. 市民参画と協働による市政の推進

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
1	アダプト・プログラム(里親制度)の推進とNPO等の支援	ボランティア・市民活動センター(拠点)の整備						企画政策課、全課
2	パブリック・コメント制度の導入	市民の意見、提案などの市政への反映						企画政策課、広報課
3	市民参画の仕組みづくり(まちづくり基本条例の制定)	まちづくり基本条例の制定、市民参画の推進						企画政策課
4	男女共同参画の推進	女性委員の登用率30%						企画政策課、関係各課
5	ホームページの積極的な活用	市民サービスの向上						電子情報課、全課
6	ホームページの積極的な活用(地域情報ホームページの作成)	事務事業の効率化						電子情報課
7	市への意見等の対応(処理)の一元化	事務事業の効率化						電子情報課、広報課
8	広報・広聴における(仮称)市民モニター(注)の設置	市民ニーズに即した情報提供の向上						広報課
9	防災体制の見直し	自主防災組織の確立						交通防災課

1 . 市民参画と協働による市政の推進

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
10	道路、河川管理(草刈、補修)の地元委託化	節減・合理化による経費の削減						土木課、農務課、林業振興課
11	情報公開及び個人情報保護制度の充実	透明性の向上						総務財政課、全課

2 行政サービスの向上

(1) 住民窓口の夜間等延長の見直し

住民票等各種証明書の交付、指定ごみ袋購入券の交付等の業務について、異動の多い繁忙期のみ窓口の夜間延長を行いながら、夜間延長をはじめ住民窓口のあり方について検討します。

(2) 住民票等各種証明書の自動交付機の導入

時間外や休日のサービス向上を図るため、住民基本台帳カードを活用した住民票等各種証明書の自動交付機の導入について検討します。

(3) 総合窓口、なんでも相談窓口、ワンストップサービス^(注)の検討

市民負担を軽減するため、一カ所の窓口で複数の申請、届出等の事務処理ができる総合窓口やワンストップサービスについて検討します。

また、市民生活に関する要望、相談に適切に対応するための市民相談業務の充実を図るため、各課所管業務を案内できる業務一覧を作成するとともに、なんでも相談窓口について検討します。

(4) 各種申請書・申請方法等の見直し

添付書類や記載項目の見直しなど申請事務手続きの簡素化や事務処理期間の短縮により市民負担の軽減を図ります。

(5) 事務処理のマニュアル化の推進

各課業務のマニュアルの整備を引き続き進め、業務内容の共有化と標準化により、誰が対応しても正確で質の高いサービスの提供を図ります。

(6) 権限移譲事務の受入れ

市民サービスの向上や事務の効率化などの観点から、権限移譲対象となっている事務で市が処理することにより、さらに効果的となる事務について検討し受入れを図ります。

(7) 健康の増進

日頃からの健康を増進させるため、健康診断の受診率の向上、健康体操及び健康ウォーキングの普及等を図りながら、「ニコニコ生き生きプラン」に基づき各種事業を展開することにより、健康づくりと生活習慣病等の予防と早期発見に努めます。

(8)福祉計画等の推進と見直し

市民だれもが安心して自立した生活を送るため、地域福祉計画の推進と見直しを行うとともに、明日を担う子どもたちを育てていくため、次世代育成支援対策地域行動計画の推進と見直しを図ります。

また、高齢者が健康で生き生きと暮らすことができるよう老人福祉計画・介護保険事業計画の推進と見直しを図ります。

2. 行政サービスの向上

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
1	住民窓口の夜間等延長の見直し	市民サービスの向上						秘書課、市民課、国保年金課、生活環境課、関係各課
2	住民票等各種証明書の自動交付機の導入	休日、祝祭日等を問わず市民の利便性を図る						市民課、関係各課
3	総合窓口とワンストップサービスの検討	効率化と市民サービスの向上						秘書課、企画政策課、関係各課
4	なんでも相談窓口の検討	市民の不安や不満、疑問等の早期解決を図る						秘書課、広報課、企画政策課、関係各課
5	各種申請書・申請方法等の見直し	申請手続きの簡素化						電子情報課、全課
6	事務処理のマニュアル化の推進	事務処理の迅速化						全課
7	権限移譲事務の受入れ	市民の利便性の向上、地方分権の推進						企画政策課、関係各課
8	健康の増進	健康づくりと病気予防・早期発見による医療費の抑制						市民健康課、保健センター、国保年金課、関係各課

2. 行政サービスの向上

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
9	地域福祉計画の推進と見直し	市民だれもが安心して自立した生活をおくるための仕組みづくり						福祉政策課、関係各課
10	次世代育成支援対策地域行動計画の推進と見直し	子育てをみんなで支えるまちづくり						児童課、関係各課
11	老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進と見直し	高齢者が健康で生き生きと暮らせるまちづくり						高齢福祉課、関係各課

3 電子自治体(注)の推進

(1) 公共施設予約システムの導入

市民が、自宅等からインターネットを通じて、施設の利用状況等の情報を提供できるシステムや施設の利用申請が可能となる予約システムについて検討します。

(2) 電子決裁の運用

庁内LAN(注)(かわせみネット)に組み込まれている電子決裁機能を活用し、問題点、手順の問題を検討しながら導入を図ります。

また、電子決裁システムを中心とした基幹業務体系にスムーズに統合できるように全庁的に検討します。

(3) 電子入札(注)、電子納品の導入

岐阜県及び県内市町村共同による電子入札システムを導入し、入札の公正性、透明性、効率性の確保に努めます。また、建設工事に関する報告書、工事写真、完成図面等の電子納品の導入について検討します。

(4) 統合基幹業務システムの導入

内部管理システム(歳入歳出管理、財務会計、人事給与、行政評価)を統合し、業務の効率化や迅速化を進め、コストの削減を図りながら、職員間の情報の共有化により、意思決定と実行の迅速化を図ります。

3 . 電子自治体の推進

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
1	公共施設予約システムの導入	受付事務の効率化						電子情報課、施設等管理課
2	電子決裁の運用	事務の効率化						電子情報課、総務財政課
3	電子入札の導入	公平で公正な入札の執行、事務事業の簡素化						管財課、都市計画課
4	電子納品の導入	事務事業の簡素化						都市計画課

3 . 電子自治体の推進

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
5	統合基幹業務システムの導入	事務の効率化						企画政策課、 電子情報課、 総務財政課、 関係各課
6	情報システム調達形態の再検討	事務事業の効率化						電子情報課
7	情報提供の推進 ～電光掲示板(アトリウム)の機器更新	市民サービスの向上						広報課、電子 情報課

4 民間委託等の推進

(1) 民間委託に関する指針の策定

民間委託に関する指針を策定し、民間委託が適当な事務について、行政責任の確保等に留意しながら民間委託の推進を図ります。

(2) 公の施設(注)の運営等の見直し

公の施設の管理運営の効率化により、市の財政負担を軽減し、市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入など管理運営方法の見直しを進めるとともに、施設によっては統合・廃止についても検討します。

(3) 指定管理者制度の導入

指定管理者制度を導入することにより、民間事業者の能力やノウハウ(注)が幅広く活用され、より有効な行政サービスと管理経費の節減が期待できる施設については、制度の積極的な活用を図ります。

(4) P F I (注) (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) の活用

効率的で効果的な公共サービスを提供するため、今後の施設の建設にあたっては、民間の資金等活用するP F Iの手法について検討し、可能な事業から導入を図ります。

(5) 市場化テスト(官民競争入札制度)(注)導入の検討

市全般の事務事業が対象となる見込みのため、国による制度の整備状況を注視しながら、導入について検討します。

(6) 公共施設(注)の適正配置と統廃合

市民ニーズや費用対効果など、既存施設の実情を踏まえ、施設の有効活用や統廃合を含めて十分な検討を行い、公共施設の計画的かつ適正な配置に努めます。

4 . 民間委託等の推進

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
1	民間委託に関する指針の策定	効率的な行政サービスの提供、管理運営費などの削減						秘書課、企画政策課、総務財政課、全課

4 . 民間委託等の推進

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
2	公の施設の運営等の見直し	効率的な行政サービスの提供、人件費・運営費の削減						企画政策課、総務財政課、管財課、関係各課
3	指定管理者制度の導入	事務事業の合理化とコスト削減						管財課、関係各課
4	PFIの活用	効率的な行政サービスの提供、財政の削減、民間による事業機会の創出						企画政策課、総務財政課、関係各課
5	市場化テスト（官民競争入札制度）導入の検討	節減・合理化による経費の削減						企画政策課
6	公共施設の適正配置と統廃合	公共の施設の適正配置と統廃合、維持管理経費の削減						児童課、国保年金課、保健センター、農務課、教育総務課、生涯学習課、学校給食センター、関係各課
7	民間委託の推進（ごみ収集、保育園調理、校務員等）	節減・合理化による経費の削減						児童課、生活環境課、教育総務課、関係各課

5 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 行政評価システム(注)の導入

事務事業評価(注)、施策評価等の行政評価システムを構築することにより、全事務事業のコストを把握するとともに、事業の必要性や費用対効果、目的と手段の有効性等について検証し、行政が担うべき施策の合理的な選択と、限られた財源の効率的な配分に努めます。

(2) 1課1事務事業の見直し

行政評価システム（事務事業評価）の導入までの間、一般会計(注)、特別会計、企業会計を問わず、現行のすべての事務事業について、その内容や仕組み、費用、効果等を見直し、成果とコストを踏まえた点検と改善に努めます。

(3) イベント（産業・スポーツイベント）事業の見直し

イベント事業については、各所管課、事務所ごとで実施されているが、開催時期、開催場所、開催方法等について統廃合を含め検討し、行政主体から市民主体のイベントとなるよう見直しに努めます。

(4) 環境施策の推進

地球温暖化、不法投棄等廃棄物対策などの問題に対し、市民と行政が役割を分担しながら環境への負荷の低減を図るため、環境基本計画等に基づき、環境との共生に向けた施策の推進を図ります。

5. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
1	行政評価システムの導入	重点的、効率的及び効果的な行政運営の実施						企画政策課、全課
2	1課1事業の見直し	節減・合理化による経費の削減						企画政策課、全課
3	イベント事業の見直し	イベント事業の効率化・合理化、事業費の削減						企画政策課、関係各課

5. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
4	産業イベントの見直し	事業主体の移管						農務課、林業振興課、関係各課
5	スポ - ツイベントの見直し	事業費の削減、行政主体から市民主体への移行						スポーツ振興課
6	総合交通体系（コミュニティバス等）の見直し	市民の交通手段の利便性の向上						企画政策課、交通防災課
7	環境に配慮した工法の推進（自然環境の保全）	環境に配慮したまちづくりの推進						企画政策課、生活環境課、関係各課
8	環境施策の推進（生活環境施策の向上）	市民生活環境の向上に繋がる施策の推進						生活環境課
9	交通安全対策の見直し	道路行政の明確化及び交通安全対策のスピード化を図る						交通防災課、土木課
10	防災行政無線（同報系）の見直し	難聴地域の解消を図り、速やかな情報の提供を行う						交通防災課
11	防犯灯電気料補助制度の見直し	事務の合理化・簡素化						交通防災課、広報課
12	学校給食センター運営管理業務の統合	節減・合理化による経費の削減						学校給食センター
13	日直の囑託化	節減・合理化による経費の削減						管財課、市民課、生活環境課、関係各課
14	公用車の管理	20%の削減						管財課、全課

6 組織・出先機関の見直し

(1) 組織・機構の見直し

新たな行政課題や市民ニーズを的確に把握しながら、総合性、機能性等に十分に留意して、地方分権時代に適合した簡素で効率的な市民にとってわかりやすい組織体制の編成を図ります。また、「事務事業の仕分け」による業務の見直しに努めるとともに、「市場化テスト」についても検討します。

(2) 支所（地域事務所）等の業務内容の見直し

支所（地域事務所）等の業務内容の見直しを行い、東・西部支所及び本町サービスセンターも含めて地域バランスの取れた支所（地域事務所）等のあり方と業務内容の効率化を検討し実施します。

(3) 柔軟な組織形態の導入

横断的行政課題に対応するため、各部・課等間の連携を強化するとともに、庁内プロジェクトチームなどの有効な活用に努めます。また、職場ごとの業務内容や事務量に応じた組織形態として、組織のフラット化について検討します。

6 . 組織・出先機関の見直し

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
1	組織・機構の見直し	簡素で効率的な組織をつくる						秘書課
2	支所（地域事務所）等の業務内容の見直し	効率的な組織づくり						秘書課、企画政策課、全課
3	柔軟な組織形態の導入	横断的行政課題への検討、意思決定の迅速化、組織の活性化						秘書課
4	庁議及び政策会議の機能強化	効率的、機能的な事務の執行、意思決定の迅速化						秘書課、企画政策課

7 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進、勧奨退職制度等の活用により、定員適正化計画に基づき、職員数の削減に努めます。

具体的には、合併前の職員 1 人あたり人口 130 人を目標に、65 人の職員を削減し、また、合併後 10 年間で 150 人の職員の削減を図り、団塊の世代の大量退職を迎えるにあっても、平準化した職員の採用に努めます。

(2) 各種手当等の見直し

社会情勢の変化等を考慮しながら、現状に合わない各種手当等の見直しに努めます。

(3) 勧奨退職制度の見直し

定員管理と年齢構成の均衡を図るため、勧奨退職制度を検討し見直しに努めます。

(4) 目標設定と連動した人事評価制度の構築

組織の目標の実現に向けて、個々の職員が目標を設定し、意欲をもって取り組める体制を整備するとともに、年功序列型から脱却した職員の意欲と能力と実績を公正に評価できる新たな人事評価制度の構築と、昇任試験制度の見直しに努めます。

(5) 人材育成の強化と健康管理

地方分権の推進により、多様化する市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応でき、市の発展に意欲をもって対応できる職員を育成するため、人材育成基本計画を策定し、総合的・計画的に取り組めます。

また、職員の健康管理の効率化を図り、併せて健診後の手当、メンタルヘルス対策など、職員の健康管理体制の充実に努めます。

(6) 福利厚生事業の見直し

職員に対する福利厚生事業について、事業主である市の役割を十分に検討し、市民の理解が得られるよう適正で効率的な事業を実施します。

7. 定員管理・給与の適正化

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
1	定員管理の適正化	行政組織のスリム化 (職員7.4%の純減)						秘書課
2	各種手当等の見直し	経費の削減、成果主義に対する職員の意識の向上						秘書課
3	勧奨退職制度の見直し	中高年職員の早期退職勧奨						秘書課
4	目標設定と連動した人事評価制度の構築	職員の意欲、能力の向上、目標設定による組織の活性化と行政サービスの向上、職員の意欲と能力と実績に応じた公正な人事管理						秘書課
5	人材育成の強化と健康管理	職員の意欲、能力の向上、組織の活性化と行政サービスの向上						秘書課
6	県・他市等との人事交流	幅広い視野と問題解決や政策形成ができる職員の育成、企業感覚をもてる職員の育成						秘書課
7	福利厚生事業の見直し	職員永年勤続表彰のあり方の見直し、職員互助会への補助金の見直し						秘書課

定員管理の適正化

H17.4.1 現在の職員数 883 人に対して 7.4% (65 人) を純減する。

8 第三セクター等の見直し

(1) 第三セクターの見直し

市が出資する第三セクター6社(株)ラステンほらど、(株)奥長良名水、(有)スイス村、(株)こぶし街道、(株)エコピア平成、(株)ハートランドかみのほ)について、市所有の持ち株を処分し民営化(注)を図ります。

(2) 第三セクター長良川鉄道の見直し

長良川鉄道沿線市町と協力しながら、高齢者等交通弱者をはじめ市民の移動手段としての「市民鉄道」へ転換し、利用しやすい鉄道となるため、事業者及び行政等が一体となって、利用者の増につながる施策を展開し、経営の健全化を図ります。

(3) 土地開発公社の見直し

新たな5カ年の経営健全化計画(平成18年度から平成22年度)に基づき、公社の経営健全化に向けて積極的に取り組みます。

(4) 外郭団体(注)の見直し(公共施設振興事業団、社会福祉事業団)

外郭団体の経営について、適切な助言、指導を行いながら、指定管理者制度導入に伴う管理施設の状況も踏まえ、団体のあり方(存続)を視野に入れた見直しに努めます。

(5) 外郭団体との役割分担の見直し

外郭団体と役割分担について検討し、団体の自立した運営を促進するとともに、団体の事務局機能の整理、統合について検討します。

(6) 他市等と連携する協議会等の見直し

他市等と連携する協議会等の構成市町村が合併により減少したため、協議会等(業務、負担金)を見直すとともに、統廃合についても検討します。

8. 第三セクター等の見直し

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
1	第三セクターの見直し	民営化の推進						商業観光課
2	第三セクター長良川鉄道の見直し	経営の健全化						企画政策課

8. 第三セクター等の見直し

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
3	土地開発公社の見直し	保有土地の簿価総額 ÷ (平成17年度)標準財政規模(注) 0.25、長期保有土地の簿価総額 ÷ (平成17年度)標準財政規模 0.1						公共用地課、 総務財政課
4	外郭団体の見直し (公共施設振興事業団、社会福祉事業団)	外郭団体の効率的な運営による健全化						総務財政課、 管財課、福祉政策課
5	外郭団体との役割分担の見直し	役割分担の明確化、事務の軽減と団体事務機能の確立						広報課、商業観光課、文化課、スポーツ振興課、関係各課
6	他市等と連携する協議会等 の見直し	経常的経費の削減、財政の健全化						交通防災課、福祉政策課、高齡福祉課、市民健康課、農務課、林業振興課、生活環境課、関係各課

9 経費節減等の財政効果

(1) 企業誘致の促進

市税等財源の一層の確保と新たな雇用の創出に向け、岐阜県等とともに積極的に誘致活動を行いながら、優良企業の誘致に努めます。

(2) 財政健全化方針の策定

財政の現状と今後の財政見通しを踏まえ、中長期的な視点に立った財政の健全化を図るための財政運営方針について調査・検討を進め、その方針を策定するとともに、財政健全化に向けた具体的な取組を行うとともに、公営企業会計についても、経営健全化に向けた計画を策定します。

また、特別会計について、各会計の経営改革を進めるとともに、一般会計からの適正な繰出に努めます。

(3) バランスシート(注)等の作成・活用

的確な財政状況の把握と企業の経営感覚を醸成するためのバランスシート及び行政コスト計算書(注)を作成するとともに、財政状況を分析したうえで、市民にわかりやすい形で公表します。

(4) 使用料・手数料の見直し

適正、公平な受益者負担とするため、使用料・手数料の設定基準を策定し、見直しに努めます。

(5) 補助金等の整理合理化（各種補助金の見直し）

補助金等については、その必要性や効率性を考慮したうえで、補助金等の適正化基準を策定し、整理合理化に努めます。

(6) 未収金の徴収対策の強化

市税等の収入の確保を図るため、市民の自主納付意欲の向上や納めやすい環境づくりを図るとともに、徴収事務の効率化を進め、徴収率の向上に努めます。また、徴収体制を強化し、納付機会（場所）や行政サービスの制限について検討します。

(7) 公有財産の活用と売却

市有財産を適正に管理し、公共施設の適正配置やまちづくりなど幅広い観点から活用策を検討するとともに、当面活用する計画のない土地等の売却等により歳入の確保に努めます。

(8) 公共工事コストの縮減

公共工事コスト縮減行動計画に基づき、技術基準の見直しや適正な設計方法の設定を行うことにより、コスト縮減に積極的に取り組みます。

(9) ISO14001(注)の推進

環境マネジメントシステム(注)であるISO14001による進行管理を継続的に取り組みながら、多岐にわたる分野における経費の節減に努めます。

9. 経費節減等の財政効果

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
1	企業誘致の促進	自主財源の確保、 雇用の創出						工業振興課
2	財政健全化方針の 策定	財政の健全化						総務財政課、 企画政策課、 水道課、関係 各課
3	バランスシート等 の作成、活用(分 析、公表)	財政の健全化						総務財政課
4	使用料・手数料の 見直し	受益者負担の適正 化と公平性の確 保、自主財源の確 保						総務財政課、 使用料等を徴 する関係各課
5	補助金等の整理合 理化(各種補助金 等の見直し)	補助金等の効果的 かつ効率的な執行						総務財政課、 全課
6	未収金の徴収対策 の強化	滞納額の削減						税務課、管財 課、国保年金 課、高齢福祉 課、水道課、 下水道課、関 係各課

9. 経費節減等の財政効果

検討 検討及び実施 実施

NO	取組項目	目標	実施年度					担当課
			18	19	20	21	22	
7	公有財産の活用と売却	財産の有効活用と自主財源の確保、維持管理経費の削減						管財課、高齢福祉課、商業観光課、農務課、林業振興課、運動公園課、関係各課
8	公共工事コストの縮減	縮減率20%（平成8年設計基準と比較）						都市計画課、工事検査室、関係各課
9	建設工事の品質確保 ^(注)	建設工事コスト縮減						都市計画課、工事検査室
10	ISO14001の推進	環境負荷の低減、経費の削減						生活環境課、全課
11	施設維持管理費の見直し「公用車、光熱水費等」	節減・合理化による経費の削減						管財課、生活環境課、全課
12	内部管理費の見直し「消耗品、備品の購入」	節減・合理化による物件費 ^(注) の削減						総務財政課、全課

用語説明

【あ行】

アダプト・プログラム（里親制度）(P15)

市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」のことをいいます。アダプト（ADOPT）とは英語で「 を養子にする」の意味。一定期間の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援します。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

依存財源（P4）

国・県の意味により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税等がこれに該当します。

一般会計（P25）

市税を主な財源として、学校、住宅、道路、河川等の建設をはじめ、社会福祉、保健衛生、環境保全、産業、教育・文化の振興など本市が行う事務事業の大部分を経理する中心的な会計です。

一般財源（P6）

一般財源とは、使い道が特定されず、どのような経費にも使用できる財源のことです。一般財源は、地方税、地方譲与税、地方交付税および都道府県から交付される利子割交付金等の各種交付金の合計額です。一般財源に対することばとして「特定財源」（予算の配分において、特定の歳入をもって特定の歳出にあてることとされている財源）があります。

公の施設（P23）

地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されています。概ね、次の要件を充たすものとされています。(1)施設を設置した地方公共団体の住民の利用に供するものであること、(2)住民の福祉を増進する目的をもって地方公共団体により設置された施設であること、(3)法律又は条例の規定により設置されたものであること

社会福祉施設・・・老人福祉センター、児童センター、養護老人ホームなど

教育文化施設・・・青少年の家、図書館、博物館など

体育施設・・・体育館、野球場、陸上競技場、プールなど

その他・・・公園、市営住宅、病院など

【か行】

外郭団体（P31）

国や地方自治体等の行政機関の外部にあって、行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を助ける団体のことをいいます。財団法人、社団法人、株式会社など形態は多様ですが、行政機関から出資を受け、あるいは補助金を交付されるなど、財政的な援助や職員の派遣による人的援助を受けることが多いです。

環境マネジメントシステム（P34）

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、

これらの達成に向けて取り組むことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

義務的経費 (P 6)

性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般には人件費、扶助費及び公債費のことをいいます。人件費は経常的に支出を予定せざるをえず、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられており、また、公債費は負債の償還に要する経費であって、いずれも任意に節減できない経費です。義務的経費の増加傾向は財政構造の硬直化を招く恐れがあるので、その内容、動向に注意する必要があります。

行政コスト計算書 (P 33)

企業における損益計算書のことで、地方公共団体の年度末での経営成績を示した会計報告書です。人件費や団体等に対する補助金など、資産形成につながらない当該年度の行政サービス提供のために使われた費用と収入を対比したもので、どのようなサービスにどれだけのコストがかかっているかなど、行政コストの内容自体の分析を目的とするものです。

民間企業等が営利活動を目的としているのに対して、行政は営利を目的としないことから、「収益 - 費用 = 利益」という損益計算書の概念を「収入 - 行政コスト = 一般財源等増減額」という概念に置き換えたものです。

行政評価システム (P 25)

行政の政策、施策、事務事業について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性、効率性、成果などを評価し、改善や予算編成に反映させるシステムのことをいいます。

協働 (P 8)

一般的に市民、議会、行政など各主体が対等な立場で責任を共有し、お互いによきパートナーとして連携し、それぞれが自ら目標の達成に向けて連携するものであり、市民の主体性がより発揮できるものです。

繰出金 (P 33)

国民健康保険、市場、基金等の特別会計、病院、水道、公共下水道、自動車運送、高速鉄道事業の公営企業会計に対し支出される経費で、内容的には、公共下水道、高速鉄道建設にかかる投資的なもの、国民健康保険会計等に対する財政支援的なもの、基金会計に対する積立金的なものなどがあります。

経常収支比率 (P 6)

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられています。この数値大きくなるほど、新たな財政需要に対応できる余地が少なくなり、一般的には、都市にあっては 75%、町村にあっては 70%程度が妥当で、これが各々+5%を超えると、その地方自治体の財政は弾力性を失いつつあるといわれています。

経常的経費 (P 6)

毎年度継続して経常的に支出される経費のことをいいます。行政遂行上は欠くことができないもので、その性質上極めて弾力性に乏しい経費です。

減税補てん債 (P 7)

国の減税政策により個人住民税などの減税が実施された場合、その減収額を埋めるために借り入れする地方債のことで、借り入れは地方自治体が行いますが、その返済時には返済額全額が普通交付税に算入されます。

公共工事 (建設工事) の品質確保 (P 35)

平成 17 年 4 月 1 日から、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が施行されました。この法律では、価格と品質に優れた契約を公共工事の契約の基本に位置付け、この基本が守られるよう全ての発注者に対して、(1)個々の工事において入札に参加しようとする者の技術的能力の審査を実施しなければならないこと、(2)民間の技術提案の活用に努めること、(3)民間の技術提案を有効に活用していくために必要な措置(技術提案をより良いものにするための対話、技術提案の審査に基づく予定価格の作成等)等について規定されています。

公共施設 (P 23)

公共施設とは、道路、河川、運河、下水道、公園、広場、図書館などの公共の用に供する施設をいいます。「公共の用に供する」とは、直接に一般公衆の使用に供することをいい、「施設」とは、物的要素を中心とする概念で、物的設備自体を意味する場合のほか、物的要素を中心にサービスを提供する活動のことまで含めていう場合があります。「公の施設」は、地方公共団体が提供する施設であり、ここにいう公共施設に当たりますが、単に公共施設というときは、その提供者は地方公共団体に限らず、国、公共団体、私人の提供するものを含みます。

公債費 (P 6)

地方公共団体が、借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額のことで、

公債費比率 (P 7)

いずれも、公債費(地方債の元利償還金)の負担の程度を、「公債費に充当される一般財源」の「一般財源」全体に占める割合で示すもので、通常、財政の健全性がおびやかされないためには、公債費比率が 10%を超えないことが望ましいとされています。また、起債制限比率については、これが 20%以上になると地方債の発行に制限を受けることとなっています。

個人情報保護法 (P 17)

「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」は、近年の高度情報通信社会の進展への対応の必要性から、平成 15 年 5 月 30 日に制定された法律で、平成 17 年 4 月 1 日から施行されています。公的部門の規制は、国については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行政機関個人情報保護法)」が制定されており、地方公共団体については、各自治体において条例の制定や見直しが見直しが要請されています。

【さ行】

財政調整基金 (P 4)

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その全部又は一部を積み立てることとなっています。

三位一体の改革 (P 2)

国の関与を縮小し、地方が自由に使える財源を増やすため (1) 国庫補助金の改革 (2) 地方交付税の改革 (3) 税源移譲の 3 つの改革を一体的に進めようとする改革のことをいいます。

自主財源 (P 4)

地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等のことをいいます。

市場化テスト (官民競争入札制度) (P 23)

これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格と質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度です。

次世代育成支援対策推進法 (P 20)

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に向けて、国、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援対策を推進するために必要な措置を講ずることとされています。

指定管理者制度 (P 3)

「公の施設」の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度です。従来、公の施設の管理を委託する場合には、地方自治法の規程により、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として管理を行う「管理委託制度」がとられてきましたが、平成 15 年 9 月に施行された改正地方自治法により、指定管理者による「管理代行制度」となりました。指定管理者の範囲も特段の制約が設けられず、民間事業者にも広く門戸が開かれました。

市民参画 (P 15)

行政が行う施策や事業などの立案、計画の策定、事業の実施、検証などの過程において、市民が主体的に行政に参加することをいいます。

事務事業評価 (P 25)

事務事業評価とは、施策を行うために体系づけられた事務事業について、施策への有効性や効率性という観点から具体的に評価することです。評価結果に基づき、事務事業の採否決定や事務の効率性・生産性の向上を図ります。この「事務事業評価」と、大きな目標や課題解決のため立案する政策を評価する「政策評価」、政策を実現するための方策である施策を評価する「施策評価」をあわせて「行政評価」といいます。

税源移譲 (P 2)

現在、国に納付されている税金の一部を地方 (都道府県、市町村) に納付されるようにして、地方における使いみちが自由な「税」の収入を増やすことをいいます。現在、進められている「三位一体改革」のひとつです。

【た行】

第三セクター (P 3)

国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいいます。公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから第三セクターといいます。公共部門で行う事業に、民間の資金や経営ノウハウを積極的に活用するために考え出された方式です。地域開発や交通事業で用いられることが多くあります。市内の第三セクターは、(株)ラステンほらど、奥長良名水(株)、(有)スイス村、(株)こぶし街道、(株)エコピア平成、(株)ハートランドかみのほ、長良川鉄道(株)の7社となります。

男女共同参画 (P 15)

性別で役割を決めつけたり、性別に基づく社会のしきたりによる不平等を解消し、男女がお互い人として自由に活動し、互いに尊重しあう質の高い生活を送るため、男女があらゆる分野でともに参画することをいいます。これは単に女性が社会に進出するだけではなく、男性が家事や育児、地域での活動などにかかわることによって、人生の多様な喜びを発見することでもあります。

地方公営企業 (P 15)

地方公共団体が経営する企業のことをいいます。地方公営企業法では水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業を掲げています。独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用を受けて設置する特別の会計で、一般会計などとは異なり企業会計の方式によって経営しています。

地方交付税 (P 2)

すべての自治体が一定のレベルで同質の行政サービスが受けられるように、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一部が一定の基準において各自治体に配分される制度です。地方交付税は普通交付税、特別交付税の2種類があります。

地方債 (市債) (P 7)

道路、住宅、公園の建設など多額の経費を要する事業でその効果が後年度に及ぶもの又は災害復旧事業など緊急に実施する必要のある事業の財源に充てるため、国や金融機関などから長期にわたって借り入れる借金です。

地方分権 (P 2)

権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治体に移すことをいいます。地域の行政は地域の住民が自分たちで決定し (自己決定)、その責任も自分たちが負う (自己責任) という行政システムです。

地方分権一括法 (P 2)

中央集権型行政を地方分権型へ転換を図るもので、これまで法律に基づき国から地方へ委任されていた事務の約半分が地方公共団体の責任で処理する事務となりました。

電子決裁 (P 21)

書類や回議文書や帳票などの決裁のプロセスを電子化し、パソコン上で事務処理を行うようにすることです。申請者がパソコン上で書類を作成し決裁プロセスを選択すると、決裁者にその内容が送られパソコン上で参照・承認を行うことができます。従来の「申請者が決裁者に紙文書を持っていき印鑑を押してもらおう」という作業が不要となり、合議先が複数ある場合でも同時に通知することが可能となるた

め、意思決定及び情報の伝達に要する時間が短縮されます。また、文書も電子化されペーパーレス化が促進されるだけでなく、文書の保管・閲覧・検索が容易に行えるようになります。

電子自治体 (P 21)

インターネットなどの情報通信技術を政府、地方自治体の事務・事業に普遍的に導入・定着させ、行政運営に活用するとともに、併せて既存の制度・慣行・組織などを見直すことにより、国民に対する行政サービスの質的向上や行政制度・運営の簡素化、効率化及び透明化等改革を推進・実現することをいいます。

電子入札 (P 21)

国や地方自治体が発注する工事などの入札手続をインターネット上で行なうシステムのことです。通常のインターネット利用と比べて高度なセキュリティレベルが必要となるため、国土交通省では事前に電子証明書を IC カード形式で発行することにより、不正入札を防止しています。

投資的経費 (P 6)

道路、公園、学校の建設など資本形成のために支出する経費のことをいいます。経費支出の効果が、施設等のストックとして後年度に及ぶ性質の経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費があり、この割合が高いほど財政構造に弾力性があるといわれています。

特別会計 (P 8)

特定の事業を行う場合又は特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置しているものです。

【な行】

ニーズ (P 2)

顧客の求めるもの。需要。要望。要求。

ノウハウ (P 23)

専門的な技術やその蓄積のこと。技術競争の有力な手段となる情報・経験。

【は行】

パートナーシップ (P 10)

複数の者が対等かつ自由な立場で、共通する目的のために協力する関係のことをいいます。

パブリック・コメント (P 15)

重要な計画や条例などを制定する際に、原案の段階で市民に公表して意見を求め、提出された意見に基づき原案を修正する制度です。一般的に、行政がホームページなどで原案を公表し、1 ヶ月程度の意見募集期間を設定して意見を募集します。提出された意見の内容により原案を修正するとともに、コメントを添えて公表します。

バランスシート (P 33)

企業における貸借対照表のことで、自治体の年度末での財政状況を示した会計報告書です。この貸借対照表は、資産合計額と負債・資本合計額が合致することからバランスシートいわれています。一般会計だけでなく特別会計等を加えたものを連結バランスシートといえます。

標準財政規模 (P 32)

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源（一般財源のうち毎年度経常的に歳入されるもの）の規模を示すものです。地方税法に定める法定普通税（自治権に基づいて自治体特有の財政需要を充足するために設けることができるもの）を、標準税率により地方交付税法で定める方法で算定した標準税収入額に、地方道路譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金を加え、さらに普通交付税を加算して算定されます。なお、市の平成 17 年度の標準財政規模は、218 億 3610 万 3 千円です。

扶助費 (P 6)

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の法令に基づき、被扶助者に対して支給する費用、及び地方自治体が単独で行っている各種扶助に要する経費のことで、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれます。

普通会計 (P 4)

各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計をいいます。地方自治体における会計は、一般会計及び特定の場合に設置される特別会計によって構成されていますが、個々の地方自治体ごとに各会計の範囲が異なっていることなどから、財政比較等においては、この普通会計を用いています。具体的には、一般会計と特別会計（公営企業会計など特定の特別会計を除く。）を合算し、会計間の重複等を控除したものです。

物件費 (P 35)

地方自治体が支出する非生産的、消費的性質の経費の総称で、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料などのことをいいます。

分権型社会 (P 10)

分権型社会とは、「地域のことは、地域で考え、地域で実行する。」という自立した地域社会をいいます。平成 12 年 4 月 1 日施行の地方分権一括方により、機関委任事務の廃止や条例制定権の拡大などの改正が行われたことにより、地方自治体の自主性が大幅に向上し、地域に住む人々が理想とする地域社会を構築し、行政システムもそれにあわせて再編成しようとする動きが各地で見られるようになりました。

骨太の方針 (P 2)

骨太の方針は、正式名称を「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」といい、2001 年の小泉内閣発足以来、経済財政諮問会議（首相の諮問機関）が毎年 6 月に策定しています。日本が直面する重要課題を踏まえつつ、小泉内閣が進める構造改革の方向性を示すとともに、毎年夏から始まる翌年度予算編成に向けての基本的な指針として位置付けられています。

【ま行】

まちづくり基本条例 (P 15)

「まちづくりは市民が主役」を基本にして、住民や事業者、行政がそれぞれの役割と責務を明らかにし、まちづくりの基本方針や住民参加の仕組みを明確にしたまちづくりに関する基本的な条例のことをいいます。自治体によっては、自治体の最高規範として「自治基本条例」として制定しているところもあります。

マネジメントサイクル (P 10)

マネジメントサイクルとは、事業を Plan (計画) - Do (実施) - Check (評価) - Action (改善) の流れで考えるというもので、実施結果をその計画に基づき評価し、改善に結びつけようとする考え方です。この考え方に従えば、絶え間なく改善へと見直しが図られることとなります。

民営化 (P 31)

これまで国・地方自治体が行ってきた業務を民間企業が行うことをいいます。また、その外郭団体の所有株を全部処分することを「完全民営化」といいます。

モニター (P 16)

モニターとは「放送・新聞や商品などについて、一般人の中から選ばれて、意見や感想を述べる人。」のことをいいます。

【ら行】

臨時財政対策債 (P 8)

普通交付税は元来、国税の一定額が交付されることになっていますが、地方自治体の行政サービスにかかる経費は増えており、国税では賸えず、不足分を国が借金をして地方自治体への交付税に充てていました。そこで、平成 13 年度から、その借金を国と地方自治体で折半することになり、不足分を埋めることになりました。その地方自治体が借り入れる地方債 (借金) のことを臨時財政対策債といいます。この地方債の後年度の返済額相当分については全額地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっています。

【わ行】

ワンストップサービス<窓口> (P 18)

1 カ所の窓口で所管の異なる複数のサービス利用や申請、書類の受け取りが可能になるサービスをいいます。

【アルファベット】

ISO 14001 (P 34)

国際標準化機構 (ISO、International Organization for Standardization) が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格です。

「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格 (ISO9000 シリーズ) などを発行しています。

「環境マネジメントシステム」とは、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のことをいいます。ISO14001 は、システム運用の方法として、「PDCA サイクル」を導入しているのが特徴です。

LAN (P 20)

同じ建物の中や、会社内など特定の範囲に構築されたネットワークのことです。

NPO (P 8)

“ Nonprofit Organization ” の略で、「民間非営利組織」と訳され、社会的な使命の達成を目的とした民間の非営利組織を指します。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法が、略称で NPO 法と呼ばれていることから、同法に基づき法人格を取得した団体（特定非営利活動法人、通称 NPO 法人）を指す場合が大半です。

PDCA サイクル (P 3)

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて (Plan) 実行し (Do) その評価 (Check) にもとづいて改善 (Action) を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み (考え方) のことです。

PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) (P 23)

従来、公共部門が提供している公共サービスを民間主導で実施することにより、設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方です。民間資金主導型的手法「小さな政府」を目指す行政改革の一環として、平成 4 年にイギリスで導入され、日本では平成 11 年 7 月に PFI 推進法 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律) が成立しました。